十二　経過利子の払込み

(一)　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{50}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収され、るものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子

平成二十二年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二回以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十一年十二月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十二年二月八日

資料

四半期別ＧＤＰ速報（１次速報）（平成 22 年 10～12 月期）

内閣府

実質国内総生産（原系列）　（単位：2000暦年連鎖価格、10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	開差	国民総所得	総固定資本形成
2009／ 1— 3.	128,497.9	74,190.5	72,850.9	60,227.2	3,631.9	21,160.6	−2,988.6	25,097.5	5,330.4	74.9	1,914.4	14,697.8	12,783.4	86.3	129,729.1	29,902.5
4— 6.	129,364.4	74,858.7	73,242.3	60,584.1	3,216.5	15,811.5	2,149.6	24,693.4	3,931.6	60.3	3,780.5	15,809.6	12,029.1	862.3	129,354.4	22,845.4
7— 9.	129,799.9	76,693.5	74,985.3	62,286.5	3,188.6	17,292.4	−1,167.3	24,116.0	4,506.7	42.1	4,833.4	17,811.5	12,978.1	294.5	129,559.4	24,856.3
10—12.	138,419.1	78,899.7	76,912.6	64,172.6	3,109.3	16,276.3	2,886.4	24,657.5	5,857.5	52.5	5,735.1	19,271.2	13,536.1	944.8	136,437.9	25,271.8

＊開差＝国内総生産（支出側）－国内総生産（支出側）の内訳項目計

実質国内総生産（原系列）（前年同期比）　（単位：％）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成
2009／ 1— 3.	−8.8	−3.7	−3.9	−5.0	0.1	−19.6	(0.6)	0.6	−1.8	(−0.0)	(−3.5)	−36.5	−17.7	−7.6	−14.4
4— 6.	−5.7	−1.1	−1.1	−1.6	−9.9	−22.2	(−0.1)	2.0	12.6	(−0.0)	(−2.1)	−29.4	−18.8	−3.3	−15.6
7— 9.	−5.2	−0.4	−0.4	−0.7	−20.3	−21.1	(−0.2)	2.2	9.4	(−0.0)	(−1.3)	−22.7	−16.5	−3.5	−16.4
10—12.	−0.4	1.1	1.1	1.1	−24.5	−13.6	(−1.0)	2.1	6.3	(−0.0)	(2.0)	−5.0	−15.3	−0.2	−11.0

＊（　）内の数値は寄与度。